

第 42 回岩手県社会貢献活動支援審議会 議事録

(開催日時) 令和 8 年 2 月 4 日 (水) 10 時 30 分～12 時 00 分

(開催場所) エスポワールいわて 1 階 小会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局説明
- 5 「社会貢献活動の支援に関する指針」改定の基本的方向について (諮問)
- 6 議事
 - (1) 報告事項
 - 岩手県における社会貢献活動の現状について
 - ア 社会貢献活動の促進に関するいわて幸福関連指標の達成状況等について
 - イ 福祉・防災ボランティア活動の推進について
 - ウ 高齢者の社会貢献活動の促進について
 - (2) 協議事項
 - 「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定方針及び検討の方向性 (案) について
- 7 その他
- 8 閉会

・ 出席委員 (11 名)

役重 眞喜子 委員

小野 共 委員

芳賀 カンナ 委員 (オンライン)

葛巻 徹 委員

見年代 瞳 委員 (オンライン)

山舘 章子 委員 (オンライン)

川上 冴華 委員

鈴木 圭 委員

檜木 英裕 委員

松本 勝徳 委員 (オンライン)

今田 凜音 委員 (オンライン)

・ 県側出席者

環境生活部長 中里 裕美

環境生活部若者女性協働推進室 連携協働担当課長 青名畑 聡

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 晴山 幸恵

環境生活部若者女性協働推進室 主事 赤坂 光

保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 平賀 晃

保健福祉部長寿社会課 高齢福祉担当課長 千葉 英之

1 開会

晴山主任主査： それでは定刻となりましたので、ただいまから、第 42 回岩手県社会貢献活動支援審議会を開会いたします。本日、進行を務めます事務局の晴山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日出席を予定しておりました阿部室長につきましては、急用により欠席させていただきます。何卒ご了承をお願いいたします。

本日の会議の出席状況でございますけれども、委員 14 名中 11 名のご出席であり、半数以上のご出席をいただいておりますので、社会貢献活動の支援に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、会議の公開・非公開についてでございますけれども、委員会・審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開により進めさせていただきたいと存じます。

それでは、開会にあたりまして、中里環境生活部長からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

中里環境生活部長： 皆様、いつも大変お世話になっております。本日はお忙しいところ、そして足元の悪い中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には県政の推進に日頃からご協力、ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、本県では、社会貢献活動の支援に関する条例に基づきまして、平成 11 年に社会貢献活動の支援に関する指針を策定して以降、NPO やボランティアをはじめとする多様な主体による取組が県内各地で着実に積み重ねられてまいりました。東日本大震災津波をはじめとする大きな社会の変化を経て、社会貢献活動は非常時のみならず、平時においても地域社会を支える重要な基盤として、その役割を深めてきたものと認識をしております。

こうした活動は地域課題への対応にとどまらず、活動に関わる人々にとって地域との繋がりを実感し、自己実現や生きがいを見出す機会ともなり、県民一人ひとりの幸福やウェルビーイングの向上にも繋がっており、今後ますますNPO やボランティア、企業、大学など多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携、協働していくことが重要になってくるものと考えております。

このような状況を踏まえまして、県といたしましては、これまでの取組の積み重ねを土台としながら、社会貢献活動が将来にわたって持続的に展開、循環する環境を整えていくため、社会貢献活動の支援に関する指針を改定することといたしました。本日はその改定の基本的な方向性について、諮問させていただきたいと考えております。

委員の皆様には日頃の実践や専門的な知見を踏まえまして、忌憚のない率直なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

晴山主任主査： 続いて、新たに委員となられた方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。鈴木圭委員でございます。

鈴木圭委員： 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

晴山主任主査： もうお一方、佐藤信逸委員でございますけれども、本日はご欠席でございます。
続きまして、県側出席者及び事務局職員を紹介いたします。中里環境生活部長でございます。

中里環境生活部長： どうぞよろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 保健福祉部地域福祉課 平賀生活福祉担当課長でございます。

平賀生活福祉担当課長： よろしくお願ひします。

晴山主任主査： 同じく、保健福祉部長寿社会課 千葉高齢福祉担当課長でございます。

千葉高齢福祉担当課長： 千葉でございます。よろしくお願ひします。

晴山主任主査： 若者女性協働推進室、青名畑連携協働担当課長でございます。

青名畑連携協働担当課長： 青名畑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

4 事務局説明

晴山主任主査： 続きまして、本審議会の位置付けや本日、本審議会への諮問を予定しております社会貢献活動の支援に関する指針の改定方針について、事務局より説明させていただきます。

青名畑連携協働担当課長： それでは事務局から説明させていただきます。お手元の参考資料の3「社会貢献活動の支援に関する条例」をご覧ください。こちらで、社会貢献活動の支援に関する条例、及び本審議会と指針の位置付けについて説明いたします。

本条例は平成10年に制定されたものでございます。第1条をご覧ください。社会貢献活動が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、社会貢献活動の支援についての基本原則や施策の基本となる事項を定めることにより、社会貢献活動の支援を総合的に推進し、住みよい地域社会の形成に資することを目的としております。

次に、条例における指針の位置付けについてご説明いたします。次のページ、2ページの第8条をご覧ください。第8条では、知事は社会貢献活動の支援に関する指針を定めなければならないとされており、この指針は社会貢献活動の支援に関する施策の方向や施策を総合的に推進するために必要な事項について定めるものとされております。また、同条第3項においては、指針を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ岩手県社会貢献活動支援審議会の意見を聴かななければならないと規定されております。

続きまして、下の方の第15条をご覧ください。本審議会は社会貢献活動の支援に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議を行う役割を担っているところでございます。

続きまして、資料変わりまして資料1をご覧ください。「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定方針について、でございます。そちらの1ページをご覧ください。こちらのページについては、条例に基づく指針の位置付けを整理した上で、今回の指針改定の趣旨をお示ししたものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。指針改定の趣旨でございます。平成11年3月の指針策定以

降、本県の社会貢献活動は着実に展開され、東日本大震災津波を契機に一層活発化してまいりました。また、コロナ禍を含む社会環境の変化の中においても、活動の形を工夫しながら継続的に取り組まれてきたこと等により、社会貢献活動は地域社会を支える基盤として、その役割を着実に深めてきたということで整理しております。

こうした社会貢献活動は、地域課題への対応にとどまらず、地域との繋がりや自己実現の場として、県民一人ひとりの幸福やウェルビーイングを高める上でも重要な役割を担っているところです。一方で、人口減少が進行する中であって、持続可能な地域社会を維持していくためには、NPO等による社会課題の解決や多様な主体の参画、連携、協働が不可欠となっております。

こうした背景を踏まえ、コロナ禍以降の社会環境の変化にも対応しながら、近年広がりを見せているデジタル技術の活用や複業、プロボノといった多様な参画の動きを、人口減少対策を支える力として活用し、社会貢献活動が将来にわたって持続的に展開、循環する環境づくりを一層推進していくため、本指針を改定するものでございます。

改定指針の期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間としています。人口減少の進行や社会環境の変化を見据え、中長期的な視点で活動環境や体制の整備に取り組むこととしています。改定指針は、県の社会貢献活動支援施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を示すものであり、県、市町村、社会貢献活動団体、県民、企業、大学、中間支援組織など多様な主体がそれぞれの役割を認識し、連携、協働を進めていくための共通の考え方を示すものです。

今後の策定スケジュールについてですが、本日は指針改定の基本的な方向性について諮問させていただき、その方向性についてご意見をいただく場としております。また、令和8年度においては、全4回の審議会の開催を予定しており、それぞれにおいて、改定指針の内容について協議いただく予定としております。具体的な内容や施策の方向について段階的にご議論いただくこととしております。

続きまして、4ページをご覧ください。参考まででございますが、指針と合わせて位置付けているガイドラインや協働推進マニュアルについて補足説明いたします。これらは指針に示された基本的な考え方を踏まえ、県職員がNPO等と具体的に連携、協働を進める際の実務的な考え方や手法を示したものであり、指針を現場で具体的に運用していくための補完的な位置付けにあります。今回の指針改定にあたりましては、指針に示される考え方との整合性を図りながら、ガイドラインや協働推進マニュアルについても両者を統合しながら内容の見直しを検討していくこととしております。以上で事務局からの説明を終わります。

5 「社会貢献活動の支援に関する指針」改定の基本的方向について（諮問）

晴山主任主査： それでは、条例第17条第2項の規定により、会長が議長となりますので、以降の進行につきましては役重会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

役重眞喜子会長： はい、役重でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。新しい委員さんもいらっしゃいますので、ぜひ積極的なご発言をよろしくお願ひしたいと思います。オンラインの皆様も、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第によりますけれども、まずは諮問ということでございますので、議題の5ですかね、「社会貢献活動の支援に関する指針」改定の基本的な方向について、ということでございますので、事務局から、資料配布の上、説明をお願いいたします。

晴山主任主査： はい。それでは、このたび、社会貢献活動の支援に関する指針の改定にあたっては、社会貢献活動の支援に関する条例第8条第3項の規定により、岩手県社会貢献活動支援審議会の意見を伺うこととしております。社会貢献活動の支援に関する指針、改定の基本的な方向について、中里部長から会長に、諮問書を交付させていただきます。

中里環境生活部長： 社会貢献活動の支援に関する指針改定の基本的な方向について（諮問）。本県では、平成11年3月に「社会貢献活動の支援に関する指針」を策定し、社会貢献活動の支援に関する施策を推進してきたところです。本県社会貢献活動の一層の推進を図るため、「社会貢献活動の支援に関する指針」を改定したいので、社会貢献活動の支援に関する条例第8条第3項の規定により、その基本的な方向について、貴審議会の意見を求めます。岩手県社会貢献活動支援審議会会長 役重眞喜子様。岩手県知事 達増拓也。

晴山主任主査： 以上で諮問を終わります。なお、具体的な内容は後ほど議事の協議事項の中でご説明いたします。

6 議事(1) 報告事項

役重眞喜子会長： はい。それでは、議題6の議事の方へ進ませていただきます。(1)の報告事項ですが、皆様からのご質問については、事務局の説明が終わった後に一括して、お受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、「社会貢献活動の促進に関するいわて幸福関連指標の達成状況等について」の報告を、よろしくお願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： はい、それでは説明させていただきます。委員の皆様、資料2をご覧ください。社会貢献活動の促進に関するいわて幸福関連指標の達成状況等について、ご説明いたします。県では、県の総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」の進捗を管理するため、毎年度政策評価を実施しております。本審議会に関連するのは、政策項目50番の「幅広い市民活動や多様な主体による県民運動の促進」です。

先に指標の状況について説明するため、7ページの真ん中あたりをご覧ください。1の「いわて幸福関連指標の状況」でございます。ここでは各政策の成果を客観的に測る2つの指標を設定しております。まず、82番の「高齢者のボランティア活動比率」についてです。令和6年度の実績値は26.1%となり、目標値の27.4%を下回ったことから、達成度はD評価となりました。これにはコロナ禍を経た地域行事の縮小や、定年後の就業継続による余暇時間の減少などが影響しているものと考えております。

次に、85番の「ボランティア・NPO・市民活動への参加割合」です。令和6年度の実績値は13.9%となり、目標値の18.9%を下回ったことから、達成度は同じくD評価となりました。家族との時間を重視する傾向や、新しい生活様式の定着などにより、対面活動への参加が低調となっていることが要因と考えております。

続いて、2の「県の取組（具体的推進方策）の状況」という欄に移ります。こちらでは県の取組の評価結果を「概ね順調」と判断しております。下段の表に3つの具体的推進方策がありますが、それぞれで定めている各指標が概ね順調に取り組みましたことから、このような判断をしております。これらの状況を踏まえまして、政策項目50番全体を評価しているところです。

6 ページの方にお戻りください。総合的に判断いたしまして、評価結果については「やや遅れ」と判断したところがございます。その下の欄に「課題」と「今後の方向」についてまとめております。今後の方向を中心に説明いたしますが、市民活動等への参加参画機運の醸成ですとか、地域の実情に応じた多様な主体の連携、協働の環境づくりなどに取り組むこととしております。このように客観的に測れるものについては指標による評価を行っているところです。また、これらだけではなく、現場における課題感などについて関係者の方々と意見交換を行いながら施策を推進するとともに、社会貢献活動の方向性について指針改定の議論の中で検討していければと考えております。説明は以上でございます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。それでは、続きまして、「イ」の「福祉・防災ボランティア活動」についても、よろしく申し上げます。

平賀生活福祉担当課長： 資料は3番、通し番号の10 ページです。私の方から、ボランティア活動の推進についてご説明いたします。

まず、1の防災ボランティア活動についてです。現状と課題に書かせていただきましたが、東日本大震災津波においては、57万2000人と非常に多くの皆様にご活動いただきまして、以降も災害があるたびに、ボランティアの方々に一生懸命ご活動いただいております。

資料の表の一番下の、令和7年大船渡市林野火災の際、市の災害ボランティアセンターにおいて地元の高校生の方を中心に、延べ534人の方に支援いただきまして、活動の内容としては、支援物資の仕分けとか、避難所の清掃とか、最大2000人ぐらいが避難所にいらっしゃいましたので、その間の避難所のお掃除とか物を運ぶなど、いろいろとお手伝いいただいた形になっております。

そのほかに、災害中間支援組織であるINDSさんが早くから現地に入らせていただきまして、対外的に支援したいというNPOさん方をうまく調整いただきました。②に課題と書いていますが、この課題を克服した形で活動いただいていたなという印象を持っております。

②で、これまでの災害から見えてきた課題ということで書かせていただいていたのですが、ポツのひとつ目、被災経験の少ない社会福祉協議会さんにおいて、地域ではボランティアセンターの運営のノウハウや人手の部分がやはりまだまだ不足しておりまして、(3)に具体的な取組内容を書かせていただいておりますが、県のどこの地域にあってもこういう取組が見えると。特に平時の災害が起きてない時からの顔の見えるネットワークづくりというのを、今、力を入れておりまして、社協さん、INDSさんを中心に、県内各地で研修会等開催させていただいているところでした。

次に11ページの、2の「福祉ボランティアの活動」についてご説明いたします。福祉ボランティアにつきましましては、現状と課題のところに書かせていただいております。継続性と主体性がやはり課題かなと。登録制度とかいろいろありますけども、やはりそれぞれの皆さんのその生活のスタイルなど、その時々で状況が変わってきますので、それを継続させていくと。あと、主体的に取り組んでいただく、あるいはその人材養成の必要性が課題となっております。

(2)の②の方にも書かせていただいていたのですが、お子さんと言っても中高生だとは思いますが、中高生から高齢者まで含めて、幅広い方に参加していただくというのも、目指すところかなというふうに考えております。

(2)の「取組の方向性」にも書かせていただいております。資料11ページの一番下の①の課題に対応する部分として、マッチングですね。ボランティアをされたい方、ボランティアをしていただきたい方のマッチングについては、コーディネートできる仕組みづくりや人材育成が必要、と。次の12ページ

の方に移らせていただきますが、この③のところ、リーダーを作っていく、と。社会福祉協議会さんにご尽力いただきまして、これも併せて、県内各地、市町村社協の方で一生懸命取り組んでいただいているところがございます。(3)番の取組内容は、今の具体的な研修内容を書かせていただいております。報告は以上になります。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございました。それでは続きまして、ウの「高齢者の社会貢献活動の促進」について、ご説明をお願いします。

千葉高齢福祉担当課長： はい。長寿社会課高齢福祉担当の千葉でございます。私からの説明資料につきましては、資料4となります。続きページといたしましては、13ページからになっております。高齢者の社会貢献活動の促進についてという資料でございますが、当課における高齢者の社会貢献活動促進の取組の概要につきましては、13ページの1「概要」の部分、記載の通りでございますが、老人クラブへの支援、それから高齢者主体の地域づくりへの活動支援にかかる相談窓口の設置などを実施いたしております。

その下の2の「老人クラブの活動支援」でございますが、(1)は、県内の老人クラブ数等の推移でございます。直近5年度の表となっておりますけれども、人口減少が進む中で、老人クラブ数や会員数も減少しております。また、人口減少以外の背景といたしまして、定年延長あるいは再雇用などにより、働いている高齢者の方が増えていることや、コロナ禍により地域活動が縮小していることなどがあるのではないかと推測されるところでございます。

そして、(2)の部分でございますが、県の老人クラブへの支援として県の老人クラブ連合会、市町村ごとの市町村老人クラブ連合会、そして町内会など、地域の老人クラブであります単位老人クラブの活動への補助による支援を行っているところです。

次の14ページにお進みください。3、「高齢者の社会貢献活動の促進について」であります。現在アイーナ6階にございます高齢者活動交流プラザにおいて、高齢者団体からの相談に対応する窓口を設置しているほか、今年度からは新たに社会貢献活動に関する普及啓発セミナーや団体同士の情報交換会を開催しています。

そしてその下、4「現状及び課題」であります。特にもポツの2つ目、活動への意欲などがありながら活動の場や活動に関する情報に接する機会が少なく、これまで活動に参加していない活動、高齢者の参加を促すことが必要であるというふうに考えております。

こうした状況を踏まえまして、5「今後の取組の方向性について」のポツの2つ目であります。高齢者の自主的な社会貢献活動に関する相談対応の実施普及啓発セミナー及び情報交換会等の開催に取り組むとともに、その下3つ目のポツにございます。地域における生活支援の担い手として高齢者の参加を促進するため、市町村や関係団体などへの取組の好事例の共有、横展開などを図ってまいりたいというふうに考えております。私からの説明は以上です。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございました。ただいま事務局のご報告が3点ほどございましたが、皆様からご質問、ご意見などありましたらいただきたいと思っております。次の協議題目にも関係してきますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。オンラインの方はもしありましたら、挙手ボタンをお使いいただくか、ミュートを外して発言していただいても構いませんので、よろしく申し上げます。災害ボランティア等についてもご報告ありましたが。葛巻委員、いかがでしょうか。

葛巻徹委員：一つが、ボランティアの無償性について、無料でやることだけじゃなくて、お互いに責任を持って、必要であれば予算を付けてやるものじゃないかなと思います。

質問ですけども、高齢者の社会貢献活動について、高齢者の皆さんの社会貢献活動って老人クラブだけじゃないと思っていて、自治会だったり、そのコミュニティの活動だったり、ほかにもあるような気がします。これだけ見ると老人クラブ＝社会貢献みたいな感じ。その辺の幅というか、どのようにしているのか聞きたいです。

役重眞喜子会長：はい。もしお答えありましたら。

千葉高齢福祉担当課長：はい。ご指摘、ありがとうございます。確かにその通りでございます。高齢者の活動につきましては、老人クラブのみではないというところでございます。資料に表しきれていない部分でございますけれども、例えば3番の高齢者の社会貢献活動に関する相談窓口という部分につきましては、高齢者団体など、地域で活動しておられる老人クラブ以外も含む、町内、地域の組織とか団体、そういった方たちへの支援制度のご相談なども受けているところでございまして、そういった老人クラブ以外の団体も県内で結構活発にご活動いただいているところでございます。今回資料に表しきれておりませんでした。次回こういった会議の際にはその部分の活動のところもお示しできないか検討してまいりたいと思います。ご指摘、ありがとうございます。

役重眞喜子会長：よろしいでしょうか。そうですね、いまお話がありまして、次の議題に関連するのですが、この指針自体、この審議会のやっている内容自体が、やっぱり20世紀のことでございまして、葛巻さんがおっしゃったようなコミュニティ活動とか、まさにRMO（地域運営組織）とか、そういうものって、2000年代以降なのですよね。そのあたりのことも反映していくところが手順になってくるかなって気はしております。

ほかにはいかがでしょうか。はい、じゃあ川上さん、どうぞ。

川上冴華委員：川上です。そもそも論の話になってしまうかもしれないのですが、いわて幸福関連指標に関してなんですけど、どちらも低調で達成度がDということだったのですが、この特記事項のところ、高齢者のボランティア比率が下がったりとか、市民活動への参加割合が下がっているってことなののですが、別の見方をすると、国として定年を延長させたりとか、高齢者の活躍っていうのが求められているってことが実現したからこうなった、っていう見方もできると思いますし。

あと、その下のボランティアの方ですけど、ワークライフバランスが整ってきて家族と過ごす時間が取れたってことが実現できたかと思うのですが、そっこの視点で見ると、これが下がっていることがはたして悪いことなのかなって思ひまして。指標の目的が、今この社会の流れに合っているのかどうかっていうところをお聞きしたいです。

役重眞喜子会長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長：はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。おっしゃるとおり、コロナ禍以前においては、やはり対面式、例えばイベントへの

ボランティアスタッフの参加というところで多くの参加があったというところが、コロナ禍でもってイベントが中止になり、そしてまた、対面での活動が制限される、ということで活動が下がってしまった。一方で、それが結果として、良かったのではないかというご意見でもありましたので、この指標が果たしてボランティア活動の評価指標として妥当かどうかということについても、これから、指針の改定作業の中で、委員の皆様と一緒に議論させていただければなと思っていますところでございます。

役重眞喜子会長： はい、ありがとうございます。さきほどの、葛巻さんのご意見とも連動しますよね。この指標のあり方の問題っていうのはやっぱり根本的にあると思います。ほかにはいかがですか。

千葉高齢福祉担当課長： 青名畑課長から、ご説明申し上げたところとほぼ重なるところでございますが、委員からお話がありました通り、高齢者の方が、特に近年の定年延長等により、先ほどご説明申し上げた部分でもありますが、働いている方が増えている。それは、市町村の高齢福祉の方と意見交換する機会にもお話を伺うところで、それ自体はとても良いことだというふうに考えております。

ですので、やはり我々のところにも、この指標というのは、今後も維持して行くのがいいのか、というご意見も聞いております。皆様のご意見も伺いながら、今後の指標の設定については、当課としても検討してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、鈴木さん、お願いします。

鈴木圭委員： 質問です。初めてなので、ピントボケの質問だったら許してください。大船渡の山林火災のボランティアなのですが、事前登録制でやられたってということで、連合も登録をして一回だけになります。私たちが知る限りでは新しい募集の仕方だったというふうに受け止めているのですが、この辺が県もいろいろ助言してそうになっていったのかとか、大船渡だけの判断なのか、今後もうこういう形でやられていくのかとか、その辺の背景が分からなかったもので、分かる範囲でいいので回答いただければと思います。

檜木英裕委員： 県社協の檜木といいます。大船渡のボランティア活動の関係ですけれども、事前登録制ということで、災害の規模だとか支援ニーズの、いわゆる塩梅とかを見ながら、地元の社協さんと、今回の大船渡の関係では、大船渡のJC（青年会議所）さんとNPOさんと社協と3者で連携を取りながら活動していったわけです。その中で、事前登録制、何でもかんでもウェルカムっていうことではなくて、きちんとニーズとのマッチングを考えてそういうふうな形にしております。

大船渡に限らず、今回大船渡は一応事前登録をした上で、近い人、来やすい人で何回も来れそうな人とか、そういう方々に実際には声をかけて来ていただいたというところで、この傾向は大船渡だけではなくて、ほかのいろんな災害のところでも、例えば、県内の人に限るとか、市内の人に限るとかというような形でスタートして行って、そのニーズとの関係でまだまだ欲しいとなれば、そこの間口を広げるといったような段階的な対応をしているというのが、今の社会福祉協議会を中心として展開している災害ボランティアセンターのやり方になっている、というところになります。

平賀生活福祉担当課長： 地域福祉課です。今、手元に大船渡市山林火災の被害状況の資料を持ってき

ていますが、1月7日現在、焼失面積が3,370ヘクタール、非住宅、住宅非住宅合わせて226棟、消失したということで、調べたら今60世帯ぐらいの方が、災害公営住宅であったり、既存の公営住宅、民間の住宅にも間借りして、みなし仮設で行われている支援がまだ続いている状況です。災害ボランティアセンター自体は6月30日だったですかね、一旦閉めさせていただいたのですが、避難所が、避難指示が出ている間の大体2週間弱ぐらいのニーズがかなりあったのですが、全国からもINDSさんの方で調整いただいたりして、支援調整みたいな形でマッチングと併せて行われた、と。

それに、市の災害対策本部の方との情報も3者連携の中で、どこに何が必要だとか、物資がどのぐらい必要だ、っていうのも、かなり円滑に行われたと。それはやはり、普段から、顔の見える関係が出来上がっていて、いざという時にそれが機能した、と。

災害の形が様々ですので、その時その時でないと、どういうニーズが出てくるか分からないのですが、そのあたりを、みんなで取り組んで、非常に円滑に行われたなという印象を持っておりまして、いっぱい来ればいいっていうわけではないですけども、必要なところに必要な方が、来やすい方と社協さんがおっしゃっていましたが、地元の高校生の方々が春休み中だったのですね。卒業式の日はちょっと人数少なくなったんですけども、すごく一生懸命やってもらって、高校受験を控えていた中高生への学習支援、先輩がいろいろ勉強を教えるなど、そういうボランティアも行われていた、と。非常にINDSさんからもいろいろ教えていただきながら、好事例だと感じておりました。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。今おっしゃったその「普段から、平時からの顔の見える関係」ってすごく、重要なキーワードをいただきました。まさに次の指針の中にも反映されていくのかな、というふうに聞きいたしました。ということで、ちょっと時間もありますので、まだまだあると思いますけれども、後ほど協議事項の中でもお聞きできればと思います。次に進ませていただければいいでしょうか。

6 議事(2) 協議事項

役重眞喜子会長： それでは、議事の(2)ということになりますけれども、「社会貢献活動の支援に関する指針改定方針」ということで、説明よろしく願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： それでは、ご説明させていただきたいと思います。資料5の現行指針の概要をご覧ください。先に検討の方向性の案の説明に先立ちまして、現行指針の概要を確認させていただきます。

資料5の「序」のうち、1「社会貢献活動の支援に関する指針策定の背景と趣旨」、(1)背景に記載のとおり、本指針は平成7年の阪神・淡路大震災などを契機に、ボランティア活動の重要性が広く認識されたことを受け、平成11年に策定されました。指針の性格といたしましては、2「指針の性格」に記載のとおり、県が支援計画を総合的・計画的に推進するための基本となるだけでなく、市町村や事業者に対しても、それぞれの立場から支援や配慮をいただくためのものとして位置付けております。

次に、3「社会貢献活動のとらえ方」をご覧ください。本県ではボランティア活動とNPO活動を合わせて社会貢献活動と定義しており、条例における定義も踏まえ整理しているところでございます。

16ページに参ります。第2「社会貢献活動の基本的な支援の方向」のうち、1「基本的な支援の方針」をご覧ください。社会貢献活動の支援は、活動者の自主性の尊重などを基本原則とし、運営経費を直接助成するような支援ではなく、情報提供や人材養成などにより側面的、間接的に支援することを基本方

針としております。続いて、具体的な支援策の方向は、第3「社会貢献活動の支援施策の展開方向」に記載している4項目、すなわち、1「参加しやすい環境づくり」、17ページに参りまして、2「活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり」、3「社会に根付いていくような環境づくり」、4「災害時のボランティア活動への対応」の4つです。このほか、第4「社会貢献活動支援の重点施策」として、支援拠点機能の整備およびボランティア情報システムの整備を挙げております。また第5「社会貢献活動支援のための連携の強化」として、活動を支援する団体等と行政が定期的な連絡や協議を行い、支援ネットワーク体制の整備を図ることを挙げております。

続いて、資料6によりまして、改定の具体的な検討方向についてご説明いたします。はじめに、現行指針の第3「社会貢献活動の支援施策の展開方向」における施策1「参加しやすい環境づくり」についてです。情報発信等を実施しているところですが、活動の担い手の高齢化や不足が深刻となっています。そのため一人ひとりが社会貢献活動に関心を持ち、多様な関わり方に応じて活動に参加、参画できるよう、情報提供、学習、体験の機会を充実させることや、活動を自己実現や生きがい、ウェルビーイングの向上に繋がるものとして位置付け、担い手の裾野を拡大することが必要と考えています。

次に施策2「活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり」についてです。いわて県民情報交流センターに設置しております、岩手県NPO活動交流センターにおいて、相談対応、情報提供、団体の基盤強化に向けたセミナー開催等を行っています。しかし、運営基盤が脆弱な団体も多く、デジタル化への対応も必要となっています。そのため運営基盤のさらなる強化に向けた支援や、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進やAIの活用により事務負担の軽減や活動の効率化を図るとともに、組織運営の高度化を支援することが必要と考えています。

19ページをご覧ください。施策3「社会に根付いていくような環境づくり」についてです。ボランティア・NPOへの社会的理解は、震災を経て大きく進展いたしました。安定して活動を継続するためには、より多くの人に団体の活動に共感してもらう必要があります。また、県民、企業等の社会貢献活動支援への理解促進も必要となっています。そのため情報発信力の強化支援や寄付税制、遺贈寄付等の普及啓発、オンライン寄付の促進などが必要と考えています。また、複業やプロボノなど、専門的なスキルを生かした多様な形態による参加、参画の促進に向けた機運醸成も必要と考えています。

次に、施策4「災害時のボランティア活動への対応」についてです。震災復興で培われたボランティアの受け入れノウハウやNPOのネットワークは、本県の貴重な財産となっております。平成28年には災害発生時の支援活動を効率的に推進するため、いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）が設立されました。引き続き、近年、頻発化、激甚化する災害に対し、多様な主体が連携し被災者支援活動を展開できる体制の構築が必要と考えています。

20ページをご覧ください。第4「社会貢献活動支援の重点施策」についてです。県、各市町村社協にボランティアセンターが設置されているほか、中核拠点として岩手県NPO活動交流センターを設置し、情報発信、相談等を実施しています。また、各広域振興局や権限移譲市町村において、NPO法に関する相談や中間支援、NPOによる相談支援も行われています。一方で、地域を問わず気軽に相談等ができる体制の充実が必要となっています。そのため、ITを活用した情報の収集、発信やオンラインによる相談支援体制の充実、各支援機関のネットワーク構築が必要と考えています。

次に、第5「社会貢献活動支援のための連携の強化」についてです。NPOが成熟する一方、地域課題が複雑化する中、NPO、行政、関係機関等が連携、協働体制を構築し限られた人的資源を最大限に活用して地域課題解決を促進することが必要と考えています。事務局からの説明は以上です。これらの方向性案に対し、委員の皆様から率直なご意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。それでは今の内容に対しまして、かなり広範な内容を含んでいると思いますけれども、どのような観点からでも結構です。委員の皆様からご意見いただければと思います。いかがでしょうか。はい。お願いします。

檜木英裕委員： 岩手県社協の檜木といいます。色々ご説明いただいている、今日の会議はどこまで突っ込んだ話をすればいいのか。資料6の各項目それぞれに細かく意見すればいいのか、それは次回に持ち越したほうがいいのかっていうのもあるのですが、そもそも論で、指針の改定という話で今日集まっているかと思うのですが、私だけかと思うのですが、条例の方の書き方が、非常に、今回改めて見て気になっております。条例の第2条の定義のところ、さきほどご説明あったかと思うのですが、役務の提供を行うことにより直接に、と書いてあるのですが、今までの青名畑さんとかいろんな方の説明の現状の説明ですと、合っていないんじゃないかと。

社会貢献とかボランティア活動とかNPOの活動と、これを議論する時に、1999年（平成11年）当時は良かったかもしれないのですが、今、「役務の提供」って議論の中で使いますか、って話なのです。私には、非常に違和感のある表現だと思いますし、「直接に」っていう言い方をすると、じゃあ、間接のものは含まないのかっていう、そこもちょっと引っかかりがあってですね。個人的に言うと、「かつ対価を得ないで」ってところは取っていいんじゃないかという思いをしております。「自発的に社会に貢献する活動」っていうので十分じゃないかという思いでございました。

もう一つ、条例の書き方なので事務的なテクニックの話だと思うのですが、第5条に「事業者は」って書いてあるのですが、通常こういう条例とか、指針とかって、事業者って誰を定義するのかっていうのが事前に書いてあるものかなと思うのですが、それがなくて、いきなり「事業者は」ってここで謳っているのは、事業者って何を指しているのか、誰を指しているのか、どこまでを指しているのか、その辺ってどこにも書いてなかったかなっていうのがちょっと気になります。指針もですが、そもそも条例のここをこのままの状態ですら走らせていいのかっていうのが非常に個人的には、疑問があるかなというふうに思っていたところでした。

その上で、指針の方でも若干気になる場所がありまして、資料の5、第2の1基本的な支援の方針ですか。先ほどご説明いただいたのですが、「活動の利益を受ける者」の活動の利益ってなんだっていう、この言葉の使い方も非常に違和感があって、利益を受ける人、利益を与える人、みたいな、そういう類のものではないのではないかと、ちょっとこの表現は違和感があるということが一つ。

その次のところですね、人格の尊重を基本原則とするのはいいのですが、「ボランティア団体等の運営経費を助成するなどのように直接的に支援するものではなく」っていうくだりは非常に違和感があります。これは県の姿勢として乱暴な言い方になりますけど、要は金を出さず気がないのかと捉えられてもしょうがないのではないですかっていう話ですよ。助成するなどのようなことはしませんとはっきり言っちゃおうような指針ってあっていいのか。あえて、こういうことを表現として入れることに非常に違和感があります。また、「直接的に支援するものではなく」、ここにも直接的っていう言葉を使っているのですが、これも違和感がある。じゃあ、間接的には支援しないのですか、と。年度が変われば4回ぐらい議論する場があると思うのですが、今日答えを出す必要はないと思うのですが、このあとの作業の中で気に掛けていただければいいかなというふうに思っているところでした。

あともう一つ、確認ですけど、同じ資料の、第4の社会貢献活動支援の重点施策に、支援拠点機能の

整備と書いてあって。全県的な意識啓発等を行う中核拠点機能、地域の相談窓口等となる広域拠点機能、住民に最も身近な市町村拠点機能というふうに記載があるのですが、字面だけ見ると、まず全県的な、は内丸の本庁、地域の相談窓口となる広域拠点っていうのは広域振興局のこと、市町村っていう、そういう建て付けという理解でいいのかどうかの整理をはっきりしていただいた方が。機能って書いてあるので、特定の場所を指すものではないとは思うのですが、拠点って書いてあるので。拠点機能の場所とその役割の関係性が少し整理した方がいいかなというところが気になったところでした。

役重眞喜子会長： 貴重なご意見をありがとうございます。条例の第2条について私も非常に気になっておりましたので、共感するところでした。根本的な問題でもありましたので、個別の項目の前にもし皆さんから、今のような建て付けの問題とか条例のそもそも論に関わるご意見などありましたら、どうぞお願いします。

葛巻徹委員： 葛巻でございます。会長が最初におっしゃったとおり古いので、当時は、いわゆるボランティアの方がボランティアをコーディネートするっていうのが普通だったのですが、今、ボランティアコーディネーターっていうのは、有償でやっている方が多いですね。その方は有償ボランティアでもなく、もう雇用されている方なのですね。なので、この社会貢献活動を推進している、大きな担い手の方もボランティアじゃなく職業でやっている方もすごく多いので、その観点が抜けているというか。もう完全にボランティアの人があれこれやっているみたいな書きぶりになっている。そういったところは見直していただいた方がいいのではないかなという気はしました。

あと、NPO法人の数が減っているのは、NPO法人以外でも活動できるっていうことが皆分かってきたのですよね。例えば、一般社団法人だったり任意団体だったり、企業でも皆さんやっていますし。この社会貢献活動って言葉の定義も、やっぱりボランティアだけでやるのではなくて、もっと多様な担い手がいるっていうことも打ち出していただいた方がいいのではないかなというふうに思いました。

役重眞喜子会長： おっしゃるとおりですよ。さっき報告にあった指標が落ちているのも、多分そこらへんが関わっているかなという気はします。ボランティアっていう言葉がやっぱりちょっと限定的に捉えられているっていう可能性があるかなというふうに思っております。

小野共委員： 会長、私も一点いいですか。

役重眞喜子会長： はい、お願いします。

小野共委員： 釜石の小野です。いつもありがとうございます。話をさせていただきたいなと思いましたが、私も今回初めて出たのですが、この第2条の定義がやっぱりちょっと気になりました。

第2条ですね、社会貢献活動ってなんだろうというふうに思っていて。その審議会の次第のところには、福祉災害ボランティア活動っていう報告がありました。ということは、ある程度スポット的なその活動に対して、この審議会が、どう支援するのかということをお話しするのかなあというふうに思ったのですが、6の議事(1)「ウ」だと、高齢者の社会貢献活動の促進について、というところには老人クラブの話が出て、そうするとスポットじゃなくて、通常・常設のボランティア活動の団体にも対象な

のかなあと思ったりしてですね。

その観点からいくと、今、市町村ですごく問題になっており一般質問等でも多いのは、町内会とかの役員のなり手がいないというのが、市役所のせいだ、みたいな感じで、すごく入ってくるのですね。果たして、この町内会の役員のなり手というのは、今我々が話しているこの審議会の、第2条の社会貢献活動に入るのかどうかということが、まだよく分からなくてですね。町内会の活動、あるいは老人クラブの活動、災害ボランティアの活動もそれぞれ対象が違ってまいりますから、当然、審議会が考える妥当な支援のあり方というのも変わってくると思うのですよ。例えば、町内会の活動を有償でやれというのは多少無理があるのだろうと思うのです。でも、さっき誰かおっしゃったとおりで、今、無償で災害ボランティアをやるというのも、なかなか厳しいだろうと思うのです。例えば、1日1万円払いますから、被災地にボランティアに来てくださってというのも私は当然だというふうに思います。だから、その定義なり対象がやっぱりはっきりしないと、やっぱり議論のスタートとすれば、かなり厳しいかなという気がするのです。

ぼやっとした段階で議論に入ってしまったかなという気がします。例えば、定義のところ、条例第2条第1号で、次に掲げる以外のもの、というところまでしか対象が絞れていないので、もう少し絞ってもいいのかなあという気がしました。やっぱりスタートは良かったと思うのです。スタートっていうのは平成10年に、この条例なり指針が作られた時には、おそらく阪神・淡路大震災の時の災害ボランティアと、確かにNPOだとかボランティア活動に、当時は世の中の視点が集中した時でありました。だから、岩手県もそれに伴いまして何らかの県が考える指針を作りましょう、それはそれですごく良かったと思うのです。それから時代が変わりまして、県内の自治体の中での活動だとかというのは変わってきていまして。その対象、対象物、対象団体ではおそらく対応できなくなっているのが今の段階なのだろうなという気がしました。根本的にやっぱり、少し絞っていく必要があるだろうと思いましたが、絞らないと逆に議論が深まらないという感じがしました。すいません言いたいことだけ言ってしまいました。よろしくお願いします。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。後でまとめてご回答いただこうと思いますけれども、まさにおっしゃるように、NPO法ができた時っていうのは市民の活動が初めて法律上の位置付けを得たという、そこがすごく世間的には突破口だったと思うので、そこで止まっているのですね、この条例が。今時、対価を得ないでできる活動ってまずないと思っていいですし、案にも書いていただいているプロボノとか、兼業、副業っていうのを考えていくと、これは当然その対価を得て行う活動になってくるのですね。そうした定義の問題っていうのはすごく踏み込まざるを得ないのかなというふうに思っております。せっかくの機会ですので、この根本的な議論に対してオンラインの皆様、いかがでしょうか、もしあれば、どうぞご遠慮なく。見年代さん、お願いします。

見年代瞳委員： 見年代と申します、やませデザイン会議からよろしく申し上げます。今、私も釜石市長、そして、榎木さんの意見に、非常にそうだなって思って聞いていたのですけれども。まず、条例が私も、第2条がすごく気になっていて、そこは非常に同意です。今に合わせていく必要があるのではないかっていうのは非常に感じております。

そして、社会貢献活動の対象というところもそうなのですが、私ども、RMOの支援をやっているのですけれども、その中で町内会の方々、非常に高齢の方を中心に、いろんな役を担っていて、それが続かない。そして、そこに今、NPOとかをいろいろ連携させていこう、みたいなところが各市町村で

起きているような気がするのですけれども、そうしたところでもすね、なんとなく私の感覚ではもう社会貢献活動に入ってきているのではないかなってところがあるので、今回そこも踏まえるのかどうかというの、私は非常に気になっているところでした。

あとは指針の検討の方向なのですけれども、内容と現状・課題の部分はそうなのかなあ、そういうところもあるなあ、と思って見ていたのですが、この検討方向性の部分につきましては、ちょっと非常に表面的な部分が強いのかなと思って拝見しております。これで今後検討を続けていいのかなあ、もう少しその方向性の部分を現状に合わせたような形にしてからのほうがいいのではないかなというふうには感じております。

例えば、20ページの第4、社会貢献活動支援の重点施策の中で、現状課題だと、地域を問わず気軽に相談等ができる体制の充実が必要というところに、方向性としては、オンラインによる相談支援体制を充実させていこう、ってあるのです。そこも重要だとは思いますが、そもそも地域において気軽に相談できる体制を作るっていうのは、どこに行ったのかなとか、なんとなく、ちょっとずつ違和感が方向性の方にあるなあと思って見ていたので、まず、今の方向性に書いていることも重要だとは思いますが、現状課題に即したようなところの部分でも対策を盛り込んでいったほうがいいんじゃないのかなあ、と。その辺はもしかしたら次回以降っていうことになるのかもしれないのですが、その辺りを感じたところでした。以上になります。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。芳賀委員さん、松本委員さん、今田委員さん、山館委員さん、何かあればよろしくお願ひします。後で思い付きましたらぜひ、と思ひます。

見年代さんのご意見もおっしゃるとおりだな、というところ。いろいろ出ました、根本的なところとか、それから指針の項目についてのご指摘もありました。もし、今の段階でお答えできることがありましたら、ぜひよろしくお願ひします。

青名畑連携協働担当課長： 根本的な部分から、様々ご意見いただいたところでございます。条例の社会貢献活動の定義に関するご意見様々いただいたところでございまして、こちらについては、今日この時点でお答えできるものではございませんので、検討させていただければというふうに思ひます。また、指針に関しましても、行政が補助金を出さないという記載があるのは、私自身も気になっているところでございますので、これについては指針の見直しの中で必要な修正を行うべきだと考えてございます。

次に自治会について、この指針の対象範囲に含まれるかどうかということに関してですが、当然社会貢献活動の重要な担い手のひとつではあると思ひますけれども、現時点で、この指針の対象の範囲には含まれてはいない、というところでございます。社会貢献活動を地縁活動と志縁（しえん）活動に分けた時に、志縁・市民活動をこの指針の現時点での主な対象としているところでございます。

また、見年代様からも、地域における気軽な相談体制が重要ではないか、というご指摘もありましたので、その点につきましても検討させていただければと思ひます。

役重眞喜子会長： まさに、志縁と地縁という分け方がもう今や成り立たなくなってきた、融合、連携、一体化って言葉が注目されていますので、そのあたりも検討事項かなというふうに思ひしております。

それでは先に進める必要がありますので、指針の具体的なところとか、追加とでも結構です。あと10分ぐらいのところ追加ありますでしょうか。はい、どうぞお願ひします。

鈴木圭委員： はい、鈴木です。資料6ですけど、現状課題として整理をさせていただいているのですが、もう少し、いろんな人に分かるように作文したほうがいいと思っております。さっき、川上さんからあった通り、高齢者の環境が変わってきておまして、就業率が岩手は非常に高いのですよね。全国でも1番2番ぐらいの就業率です。ですので、老人クラブも先細りのような感じもしますし。定年延長も公務員はなりましたけど民間でも3割ぐらいになってきています。今大手企業が定年延長を検討し始めてきているので、大手がやり始めると一気に、雪崩のように定年延長が進むんじゃないかと思われるので、今後の展望も含めた現状課題っていう分析が必要なんじゃないかな、というふうに思っております。というところを申し上げて、ご意見とさせていただきます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。後でお答えできる場所ありましたらお願いしたいと思いますが、引き続き、ご意見伺っていきたいと思います。いかがでしょうか。細かいところでも構わないので。今田さんからお手上がっています。よろしくお祈りします。

今田凜音委員： 今田と申します。大学生の立場からということなんですけれども、現行指針の第5「社会貢献活動支援のための連携の強化」というところで、主体的な団体ということで大学も入っていますけれども、大学生っていうのが、多様な地域から来ている子たちが多いということで、なかなか地域活動に参加できなくて。それで、私が活動していた(学生)ボランティアセンターの方ではなかなか、ボランティアのマッチング先が見つからない、っていうことが多かったので、お願いと言いますか、大学生が地域に入り込みやすいような指針を何かいただけないかなということで、意見というか、お願いであるんですけども、よろしくお祈りしたいなという意見でした。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございます。非常に重要な点だというふうに思います。大学生も最近、就活が2年生ぐらいから始まってきて、本当に何もする暇がないという状況になりつつあります。例えば、福島県とかですと各集落と大学生のゼミ活動を県がマッチングして、足代を助成する、といったようなこともやっているのですね。ぜひ踏み込んだ議論をお願いできればと思います。ほかにはいかがでしょうか。

もしよろしければ、この審議会は、全員発言して帰っていただくという風にやっておりますので、まだご発言いただけないオンラインの委員さん方、どうぞ何でも結構ですので、よろしくお祈りします。松本委員、お祈りします。

松本勝徳委員： はい。松本です。よろしくお祈りします。今、大学生の方から、お話もあったのですが、私も社会福祉法人の職員ですけども、私たちも社会貢献活動を行う団体でもありますし、地域をそういう活動に招き入れるという役割も持っていると思うのですが、現状では、市町村社協さんとか、市町村のボランティアセンター等との関わりっていうのがほとんどない状況なので、その関わりができるような環境作り、場のセッティングっていうのを、社会福祉法人だけでなく介護保険事業所も同じですけども、そういう方で、高齢者や自分たちの利用者の方々についてもアプローチしていただければいいな、というふうに感じております。以上です。

役重眞喜子会長： はい、ありがとうございます。続きまして、芳賀委員、あるいは山館委員、いかが

でしょうか。はい。お願いします。

芳賀カナナ委員： 大槌町のこども園の芳賀です。今、皆さんの話を聞いていて、難しいな、社会貢献って何なのだろう、っていうのをすごく考えながらお話を伺っていました。私は0歳から6歳までの子どもたち、あとは居場所づくりに取り組んでいるので、18歳までの子どもたちをイメージしながら関わっているんですけど、やはり人口減少がすごいスピードで進んでいるので、本当に人が足りなくて役員さんもみんな同じ人で、また違う会で顔ぶれが同じっていうのが、この岩手、沿岸部なんか特にそうなのですけど。なので、こども園、保育園は、やはり地域の一員だということ子どもたちが感じられるような保育、地域に開かれたっていうところで、保護者さんを巻き込みながら、将来的にはその地域を担う、子育てが終わった時にそういうふうになれるようにということイメージしながら日々保育をしているつもりです。やはり対象者は、0からというか、私たちの仕事もそこから繋がっていかないとなかなか、人口減少っていうところに追いついていかないし、大きな課題だと思ってお話を伺っていました。すいません感想ですけども以上です。

役重眞喜子会長： はい、ありがとうございます。続けて山館委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

山館章子委員： はい。一戸町の山館と申します。普段は、障害福祉の事業と一戸町の議会議員の仕事もさせていただいております。一戸町も人口減少が結構進んでおりまして、子どもたちの数も減っている状況です。ボランティア活動については、2、3年前に水害が起きた時に、他県のNPOの方が、当町の社会福祉法人と連携して、被害があったお家のかき出しの作業などをしてくださって、非常に助かりまして、やっぱりこういう組織は非常に大事だなというふうに思っております。よく自助、互助、共助、公助、みたいな言葉もありますけれども、やっぱり自助、互助のあたりは地域の中で大事ななというふうに思っております。今、一戸町も、私の住んでいる奥中山地区ですと、ボランティアの活動っていうと、子どもの居場所作りとか、こども食堂とか、そういったことで若い方たちが中心になって活動してくださっている様子はあるのですけども、高齢な方たちは、ゲートボールで忙しかったり、やっぱりコロナ禍明けでなかなか出てこられない方たちもいたりして、高齢者のボランティアっていうのは、なかなか進んでいないような気がしています。

やっぱりボランティア活動って、教育が一番大事かなというふうに思っております。子どもの頃から困った人がいたら助けるとか、自然にそういうことができるように、地域の中で活動が作られていけばいいなあと。さらに、例えば、成績だけで評価されるのではなくて、ボランティア活動をするとたくさん評価されて、受験とかにもいいとか。大学生も受験を頑張られたと思うのですが、大学に行く時もそれまでのボランティア活動が評価されるような仕組みになっていけばいいなというふうに思っております。あと、先ほど今田委員が発言してくださったのですが、大学生はいろんな地域から来てくださるので、その地域に入るっていうところが、まず大変だと思いますので、その仕組みも作っていくのがすごく大事ななと思って聞いておりました。まとめませんが、以上です。ありがとうございます。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございます。振ってしまって失礼いたしました。ありがとうございます。今、皆様から、大学生も含めて教育との連携、それから、社会福祉法人含めてまだまだ連携できる場所があるのではないかとご指摘をいただいたのかなというふうに思います。これらの点

について、事務局より今時点で何かコメント、お答えできることありましたらお願いしたいと思います。

青名畑連携協働担当課長： はい、ありがとうございます。大学生の地域に入り込みやすい施策を、ということでもいただいております、実際に活動いただいている方からの貴重なご意見だというふうにご受け止めましたので、検討させていただきたいと思っております。

あとは社会福祉法人における社会貢献活動において、ボランティアセンターとの関わりがないという問題点についても提起されましたので、こちらでも検討させていただきます。

芳賀委員からは、人口減少がやはり地域において大変重要な問題となっている、というご意見をいただきました。

山館委員からは、ボランティア教育の重要性についてというご意見いただきました。その点についても重要だというふうにご認識しておりますので、指針の方に反映させてまいりたいというふうにご感じております。

役重眞喜子会長： はい。他部署の方で、何か高齢者関係について。

千葉高齢福祉担当課長： はい、高齢者のボランティアの部分についても、ご意見を頂戴したところでございます。今後、この指針改定等の機会を通じて県の関係課が連携して、本日いただいたご意見も踏まえて検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

役重眞喜子会長： はい。ありがとうございました。お時間となりましたので、質疑を打ち切りたいと思っております。皆様の非常に貴重なご指摘がたくさんあったと思っております。それを踏まえまして、私からも二点だけ、お伝えしたいと思います。

ご意見の中にもありましたように、伝統的に、保健福祉部の所管でずっと縦の流れができておりますので、高齢者であったり、社会福祉っていうところで、若者、女性っていう視点がすごく抜けているのではないかな、というふうに思います。つまり現役世代ですね。働きながら、まさにプロボノとか、兼業とか様々あるわけですよね。そういったところを、どう捉えていくかっていうのが一つ。

それから、お金を出す、出さないの話もありましたけど、現実問題、震災から15年経って国からの被災者支援関連のお金がしばみつつありますよね。そうすると、今まで構築してきた見守り支援とか、そういうNPOが構築してきた体制、こういうものはやはり県としてどのように維持して支援を続けていくのか、ここもやはり、避けて通れないところかな、というのがもう一つです。

それから、各委員からお話ありました、支援対象をどうするのか、っていう議論。前提ですので、そのとおり、この法律ができた時点のお話はありながらも、今や自治会町内会の方々が、一番社会貢献されているのかもしれないですし、それは社会貢献じゃありませんよと言われてたら、皆さん怒るのではないかなと思ったりもします。ですので、それならそれで、市民活動とかNPOだけを対象にします、という条例、指針にするのか。でも、それって多分、難しいと思うのですね。そうしたことも含めて、議論のスタート時点も含めて、いろいろこれから整理をして、一緒に考えていきたいなというふうにご思います。

今回、私の仕切りで、なかなか個別のところには踏み込めなかったもので、もし、よろしければ、後で事務局が、意見を文面でもいいので集めていただいて、それを踏まえて次の議論に進むようなことも含めて、ご検討いただければと思います。

はい。それでは、つたない進行でしたが、協議の部分は以上ですので、進行をお返しさせていただきます。

7 その他

晴山主任主査： 役重会長、ありがとうございました。それでは、7「その他」でございますけれども、事務局の方で、あらかじめ準備しているものはございませんけれども、委員の皆様から、最後に全体を通してでも構いませんが、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、最後に、部長から一言、お礼申し上げます。

8 閉会

中里環境生活部長： 本日は、皆様から貴重なご意見を、たくさんいただきましてありがとうございました。「定義」という言葉が非常に多く出されて、議論の根本のところでした。そこを整理しないままに、本日、議論を投げかけてしまったな、というところ、ちょっと反省しております。

すごく大事でして、この条例を制定した時にはやはりそれなりの思いと定義があって制定されたものですが、その定義自体が変わってきているもの、あるいはもしかしたらその時の思いなり考えを見ると実は変わってないものなど、様々あるのかなと思います。そこをきちんと整理をした上で、また次回、ご意見を頂戴できればというふうに考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

役重眞喜子会長： ありがとうございました。

晴山主任主査： これをもって、第 42 回岩手県社会貢献活動支援審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。